

# 北 区 立 小 ・ 中 学 校 整 備 方 針

平 成 2 5 年 3 月

北 区 教 育 委 員 会

# 目 次

## はじめに

### 1章 整備方針

- 1 小・中学校整備方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 整備に向けた3つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす  
教育環境の整備（学習空間の充実）・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 安全とうるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）・・ 2
  - (3) 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、  
コミュニティや防災の拠点としての施設整備  
（地域との連携の充実）・・・・・・・・・・ 3

### 2章 整備のすすめ方

- 1 計画的な整備の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 基本構想・基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 基本設計、実施設計、工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 整備後の説明と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 3章 計画・設計の検討項目

#### ◇小学校

- 1 施設構成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 施設構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

#### ◇中学校

- 1 施設構成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 施設構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

#### ◇小・中学校共通の諸室・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 4章 学校施設の複合化・施設開放に関する検討項目

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 各施設の計画上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

北区立小・中学校における標準的な諸室及び規模の考え方について

用語の説明

北区立小・中学校整備方針検討委員会設置要綱

検討委員会検討経過

検討委員会構成

北区の学校改築の実績（平成17年度以降）

## はじめに

平成17年3月に、オープン型教室の採用等、多様な学習展開や教育環境の変化に対応する設備など、これからの学校教育の展開を念頭においた、学校改築にあたっての基本的な考え方を整理した「北区立小・中学校整備方針」を策定しました。

その後、この方針をもとに学校施設の改築事業を進め、平成21年4月の王子小学校、王子桜中学校、西浮間小学校の新校舎開設を皮切りに、小学校2校、中学校4校の改築を行い、滝野川紅葉中学校及び赤羽岩淵中学校の改築事業を進めております。

この間、国においては教育基本法が改正され、それを受け学校教育法などのいわゆる教育三法も改正されました。また、新学習指導要領が全面実施となるなど、教育を取り巻く状況は大きく変化しています。北区においても、教育ビジョン2010や第二次特別支援教育推進計画が策定されるなど、これらの施策への対応の視点も必要となっています。

さらに、防災機能の向上や地球環境への一層の配慮、地域における公共施設のあり方など、学校施設をとりまく環境の変化に対応することも求められています。

このことから、これまでに実施してきた改築事業の検証、新たな教育環境の変化や、関係法規や指針等の改正に対応するための見直しを行うとともに、今後予想される学校施設を取り巻く様々な変化に対応するため、「北区立小・中学校整備方針」の改定を行いました。

今回の改正の大きなコンセプトは、今後の改築を見据え、限られた敷地の中で、必要な諸室、機能を効率的に配置する「コンパクト」、多様な学習内容、学習形態に対応するとともに、防災、スポーツ活動、地域コミュニティ活動等の拠点、公共施設の複合化等も考慮した「高機能・多機能」、今後の学校教育、社会状況等の変化に柔軟に対応できる「フレキシブル」の3点です。

この整備方針をもとに、時代の進展や社会の変化に対応する「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設の整備を目指していきます。

なお、この整備方針は、関係法規や文部科学省の学校施設整備指針の改正、新たな北区教育ビジョンの策定等、様々な変化に合わせ、適宜見直しを行っていきます。



# 1章 整備方針

## 1 小・中学校整備方針（以下整備方針という）の位置づけ

- (1) 整備方針は、全ての区立小・中学校の改築を対象とする。
- (2) 整備方針は、学校改築するにあたり、共通して考慮すべき事項、整備のすすめ方、施設の構成、整備の留意点等を明らかにするものである。

## 2 整備に向けた3つの視点

- (1) 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備(学習空間の充実)

基礎的・基本的な学力を身につけるきめ細かな指導を行うため、習熟度や興味・関心等に応じた少人数授業やチームティーチングなど多様な学習展開に対応する施設整備をすすめる。

さらに、基礎的・基本的な学力の上に立って、児童・生徒の個性や能力を生かし、伸ばす環境を整備する。

また、児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズに応じ、必要な支援を行う「特別支援教育」に対応した施設整備を図る。

### ア 多様な学習展開を可能にする教室整備

#### ◇小学校：普通教室と多目的スペースを連続させたオープン型教室の採用

従来の普通教室をオープンスペースと一体化させることにより、個性や能力を伸ばす少人数学習指導、個別指導やグループ別指導などの多様な展開が可能になる。指導方法や指導体制の選択の幅が拡大されるほか、オープンスペースを活用した児童相互の交流や学級間の交流等、取り組みの工夫により様々な教育効果が期待される。

#### ◇中学校：従来の普通教室を基本に、特別教室等を充実させる方式の導入

生徒が学校生活の中で、友人との語らい、交流等を通して人間関係を形成する場として、また、心の安らぎを得る居場所を確保する意味からホームルームとなる普通教室のよさを活かす。さらに、関連教科ごとの教科ギャラリーの整備や様々な用途に対応した新世代型学習空間を整備する等、少人数学習、習熟度別学習や総合的な学習の時間等の指導を充実させるとともに、学習環境の質を高めることで教室の充実を図る。

- イ 設備・教具の多様化、児童・生徒の体位・体格の向上に合わせた机・椅子等家具の大型化に対応した教室空間の確保
- ウ 少人数学習の指導や習熟度別学習、総合的な学習の時間等、特別活動に対応する施設整備
- エ 校内LAN等、ICT化に対応した教室整備
- オ 特別支援教育に対応する施設整備（児童・生徒の個々の教育ニーズに応じた適切な施設整備や障害の有無にかかわらず、児童・生徒同士の交流が持てるような配置計画等）
- カ 学校図書館の充実（読書、課題研究・調べ学習への対応等、情報センター機能の充実）
- キ 体育施設の充実（体育館、武道場(中学校)の整備）

## (2) 安全とうるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）

学校は、児童・生徒にとって「学びの場」であるとともに1日の約3分の1を過ごす「生活の場」であることを認識し、安心して有意義な学校生活が過ごすことができるよう防犯や施設の安全性に配慮した施設整備を図るとともに、障害の有無を問わず安全に施設を利用できるようにユニバーサルデザインを取り入れる等バリアフリー化を目指す。

また、児童・生徒が授業の合間に友人と語り合い気分転換をしたり、悩みを相談し受け止める場を確保する等、豊かでうるおいのある空間づくりを工夫する。

さらに、地球環境に配慮し、持続可能な社会の実現のため、太陽光利用や雨水、風力等自然エネルギーの利用を始め、校内緑化を積極的に推進し、環境と調和のとれた学校施設「エコスクール」を目指すとともに、地球環境に配慮した施設整備の効果が分かるように工夫し、環境教育に活用する。

- ア 児童・生徒が安心して学校生活を送れる防犯機能の充実（防犯カメラ、校内電話の整備、出入口のオートロック、学校110番、緊急地震速報の一斉放送等）
- イ 施設の安全性の充実（家具、取付器具、天井材等非構造部材の安全性の向上）
- ウ 誰もが快適に過ごせるバリアフリー化の推進（エレベーターの整備、出入り口のスロープの整備、各階に障害者用トイレ設置、手すり設置等、施設設備にユニバーサルデザインを採用）
- エ 相談機能の充実（相談室・カウンセリングルームの整備）
- オ 地球環境に配慮した施設整備（太陽光発電、雨水利用等、省エネルギー対応の施設整備、ビオトープ、屋上緑化をはじめとした緑化の整備）と環境教育への活用等
- カ 施設環境の充実（教室の冷暖房化、採光・通風の確保、トイレ、いこいの場の整備）

(3) 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニティーや防災の拠点としての施設整備（地域との連携の充実）

学校と幼稚園や学校間の連携に加え、学校と家庭、地域を含めたネットワークの形成を図る北区学校ファミリーの推進や学校教育活動を支えるPTA、青少年委員会、ボランティア団体等、各種団体の活動の場として位置付ける。

また、地域の生涯学習活動の場として地域のスポーツ活動の推進やコミュニティ活動の拠点として学校を利用することを前提に整備する。

さらに、学校は地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として、災害時の対応に配慮した施設整備をすすめる。

ア 地域開放に配慮した施設の配置

イ 地域、保護者、学校との協働の場となる部屋の確保

ウ 放課後に児童の居場所となる放課後子どもプラン（学童クラブを含む）の活動場所の整備

エ 地域開放及び避難所機能を充実させた体育館の整備、防災備蓄倉庫・防災資機材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ等の整備

## 2章 整備のすすめ方

### 1 計画的な整備の実施

各学校の改築にあたって、基本構想では、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等（以下「関係者」という）の意見をもとに改築の目標を設定し、新しい学校への願いや想い、地域の諸条件に配慮した検討を行う。基本計画・基本設計では必要な諸室と条件の整備、平面計画等の検討を行い、実施設計に結び付けていく。基本構想、基本計画をもとに各段階ごとの計画期間は、以下の通りとする。

（1）工事期間中に校地の代替場所を確保できる場合

（基本年数）設計2年・工事2年 計4年

（2）工事期間中に校地の代替場所を確保できない場合（工事を行う敷地内に仮設校舎を設置する場合）

（基本年数）設計2年・工事3年 計5年

### 2 基本構想・基本計画

関係校を中心とした委員会を設置し、計画条件、施設構想などの基本的な条件を調査、検討するとともに広く関係者に意見を求め、施設計画に反映させる。

（1）施設整備の基本方針

①学校教育の現状と学校をめぐる動向を考慮し整備方針を決める。

（2）計画条件の調査と検討

①計画地の法規制、地域の諸条件を計画に反映する。

②計画校の児童・生徒数、学級数、将来計画等から施設規模を決める。

（3）施設構想計画

①目標とする機能・規模に基づき、配置計画を作成する。

### 3 基本設計、実施設計、工事

具体的な設計図の作成段階においても必要に応じて関係者の意見を聞き、設計、工事に反映する。

（1）基本設計

①必要諸室を盛り込んだ平面計画、断面計画、立面計画の作成。

②耐久性に配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画の作成。

③将来の改修にも対応できる構造計画の作成。

④情報化に対応し、環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画の作成。

（2）実施設計

実施設計段階でも詳細について関係者と協議をしながらすすめ、細部の検討を行い、設計に反映させる。

(3) 工事

工事期間中や完成後に、新しい学校を見学する機会を設け、理解を深めるとともに完成後の学校施設に対する愛着や親近感を育てる契機とする。

4 整備後の説明と評価

(1) 説明

施設の完成後、施設の維持管理の方法や施設の利用について関係者への説明を充分に行い、施設の有効利用を図る。

(2) 評価

一定期間経過した時点で、関係者による視察、調査やアンケート等により施設の現状評価を行い、次の学校施設づくりの参考にする。

### 3章 計画・設計の検討項目

#### ◇小学校

##### 1 施設構成の基本的な考え方

- (1) 普通教室にオープンなつくりの多目的スペースを隣接させ、多様な授業や学級活動の展開ができるような「オープンタイプの施設整備」を行う。
- (2) 学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動が促進されるようにする。
- (3) 少人数学習、習熟度別学習、総合的な学習の時間への対応やICT機器の導入を考慮する。
- (4) 普通教室や多目的室、学校図書館等、ICTに対応した施設整備（校内LAN、パソコン置場等）を考慮した計画とする。
- (5) 各諸室は、大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。
- (6) 地域へ開放する部屋は、施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置する。
- (7) エレベーター設置、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内すべてをバリアフリー化する。

##### 2 施設構成

###### (1) 普通教室・オープンスペース

- ①普通教室数は完成時の児童数の推計値を基準に、将来の推移と地域の動向を加味して決める。
- ②普通教室と一体的な形でオープンスペースを計画するとともに、特別教室等の通過動線にならないよう配慮する。
- ③低学年児童の教室は管理諸室の近くに設け、安全性等にも配慮した位置とする。
- ④オープンスペースには、児童が落ち着ける空間を配置するよう考慮する。
- ⑤オープンスペースには、図書コーナー、教材コーナーを用意するなど、様々な授業の展開ができるように配慮する。
- ⑥オープンスペースと教室の間には、透過性のある可動性の間仕切りを設置するなど、音に配慮する。
- ⑦ICT機器の使用に対応する設備や空間を設ける。

## (2) 特別教室

### ア 理科室

- ①理科室には準備室を設ける。
- ②教育目的に沿った設備を設けると共に、十分な換気を確保する。
- ③観察や屋外作業等に利用できるテラス・バルコニーの設置を考慮する。

### イ 図工室

- ①図工室には準備室を設ける。
- ②作品展示スペース等を設ける。

### ウ 音楽室

- ①音楽室には、準備室、楽器庫等を設ける。
- ②多目的スペースやランチルームと一体的に利用できるような施設配置も考慮する。
- ③他の教室への音の影響を考慮する。
- ④近隣への音の影響を考慮する。

### エ 家庭科室

- ①家庭科室には調理実習・製作兼用とし、準備室を設ける。
- ②十分な換気を確保する。

### オ 学校図書館（メディアセンター）

- ①学校図書館には、準備室を設ける。
- ②学校図書館は児童の利用しやすい位置に配置し、調べ学習スペースを設け、メディアセンターとする。
- ③読書や調べ学習がしやすい環境づくりをし、書架、机、椅子等の配置を考慮する。

### カ 生活科室

- ①授業で使用する様々な材料、教材、作品の整理等保存するスペースを設ける。
- ②1・2年生の教室に近い配置とする。

### キ 多目的室

- ①学年単位の活動や研究発表会、保護者説明会等多目的な利用に対応できるものとする。

### ク 少人数教室

- ①少人数学習、習熟度別学習等に対応できるものとする。

### ケ 和室

- ①書写の授業や伝統文化に関する学習等に利用する。

## コ ランチルーム（学年ルーム）

- ①同一学年、異学年交流ができる規模とし、衛生面に配慮しつつ、学年集会や会議等、多目的に使用できることを想定した設備とする。
- ②給食室と隣接させることも検討する。
- ③家庭科室の調理実習機能との関連を考え隣接して配置することも検討する。
- ④外部空間との連続性も検討する。

## （3）その他

### ア 児童会室

- ①教師の指導のもと児童の自主的な児童会活動を促す場とする。

### イ 放課後子どもプラン（学童クラブを含む）

- ①放課後や夏季休業期間等における児童の居場所となる放課後子どもプランの活動場所（学童クラブを含む）を整備する。

## ◇中学校

### 1 施設構成の基本的な考え方

- （1）ホームルームとなる普通教室を配置し、特別教室や多目的室などを使用する授業以外は、各学級の教室で授業を行うことを基本とする。
- （2）特別教室を集約配置するとともに、教科ギャラリーを設置する。各教科の学習環境の質を高め、生徒の主体的な学習を促す環境づくりを行う。
- （3）新世代型学習空間を設置し、学年ごとに構成した普通教室と連携し、少人数学習や習熟度別学習などきめ細かい教科指導に対応できるようにする。また、ICT機器を充実させる。
- （4）普通教室や多目的室、学校図書館等、ICTに対応した施設整備（校内LAN、パソコン置場等）を考慮した計画とする。
- （5）各諸室は、大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。
- （6）地域へ開放する部屋は、施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置する。
- （7）エレベーター設置、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内すべてをバリアフリー化する。

## 2 施設構成

### (1) 普通教室

- ①普通教室数は完成時の生徒数の推計値を基準に将来の推移と地域の動向を加味して決める。
- ②ICT機器の使用に対応する設備や空間を設ける。
- ③新世代型学習空間との関連にも配慮する。

### (2) 新世代型学習空間

- ①可動間仕切りを設置し、少人数学習や習熟度別学習等に対応できるように配慮する。
- ②各教科に関連する資料の展示や掲示を行い、ICT機器を充実させるなど生徒の学習への興味・関心を高めるためのスペースとする。

### (3) 特別教室

#### ア 理科室

- ①理科室には準備室を設ける。
- ②直射日光の得られる屋外作業空間と連続した配置を考慮する。
- ③十分な換気を確保する。

#### イ 理科ギャラリー

- ①理科室に隣接した配置とする。
- ②模型、標本などの教材や資料の展示、掲示板による情報の提供等を行う。

#### ウ 音楽室

- ①音楽室には、準備室、楽器庫、練習用個室を設ける。
- ②ランチルームと一体的に利用できるように施設配置も考慮する。
- ③他の教室への音の影響を考慮する。
- ④近隣への音の影響を考慮する。

#### エ 音楽ギャラリー

- ①吹奏楽による楽器演奏が行えるように考慮し、教材や資料の展示、掲示板による情報の提供等を行う。
- ②他の教室に対し、音の影響が出ないように考慮する。
- ③音楽室に隣接して配置する。

#### オ 美術室

- ①創作系ブロックに配置する。
- ②美術室には準備室を設ける。
- ③作品展示スペース等を設ける。
- ④室内におけるデッサン等から、北側採光を考慮する。

## カ 技術室

- ①技術室には準備室を設ける。
- ②創作系ブロックに配置する。
- ③電動機械作業室を設ける。
- ④作品展示スペース等を設ける。
- ⑤工作機械等の騒音、振動、ほこり等が、他に影響のないように配慮する。

## キ 創作系ギャラリー

- ①教材用美術品の展示や教科関連の掲示が行えるように考慮する。
- ②生徒の作品展示スペース等を設ける。

## ク 家庭科室

- ①家庭科室には準備室を設ける。
- ②食物と衣服との作業を行うため調理台、作業台、示範台等の配置を工夫する。  
また、洗濯機、冷蔵庫等の配置も考慮する。
- ③ランチルームとの隣接配置なども検討する。
- ④十分な換気を確保する。

## ケ 学校図書館（メディアセンター）

- ①学校図書館には、準備室を設ける。
- ②学校図書館は生徒の利用しやすい位置に配置し、調べ学習スペースを設け、メディアセンターとする。
- ③読書や調べ学習がしやすい環境づくりをし、書架、机、椅子等の配置を考慮する。

## コ 多目的室

- ①学年単位の活動や研究発表会、保護者説明会等多目的な利用に対応できるものとする。

## サ 和室

- ①書写の授業や伝統文化に関する学習等に利用する。

## シ ランチルーム（学年ルーム）

- ①同一学年、異学年交流ができる規模とし、衛生面に配慮しつつ、学年集会や会議等、多目的に使用できることを想定した設備とする。
- ②給食室と隣接させることも検討する。
- ③家庭科室の調理実習機能との関連を考え隣接して配置することも検討する。
- ④外部空間との連続性も検討する。

(4) その他

ア 生徒会室

イ 進路指導室（教育相談室）

- ①面接用の個室を設ける。
- ②進路資料コーナーを設ける。

◇小学校・中学校共通の諸室

(1) 校務センター

以下の管理諸室を統合して計画する。職員室、事務室等の関係諸室をオープンなスペースとし、室内を家具や簡易な間仕切りで区画して有効に活用する。

ア 職員室

- ①管理系ブロックに配置する。また、他の管理諸室との連携を図る。
- ②屋外運動場などへの見通し等を考慮する。
- ③他の管理諸室などを統合し、校務センターとして計画することも検討する。
- ④外来者を確認できる位置に計画することを検討する。
- ⑤将来の教職員数等の変化に対応できるように、オープンな空間を確保する。
- ⑥非常勤講師、学外の講師、教育実習生、スクールカウンセラー等のためのスペースについても検討する。
- ⑦印刷室では、教材の作成等も行えるように計画する。

イ 事務室

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ②外来者が確認できる位置に計画することを検討する。

ウ 校長室

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ②玄関から連絡のよい位置に計画する。

エ 主事室

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ②外来者が確認できる位置に計画することも検討する。

オ 教職員休憩コーナー

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室との連携を図る。
- ②将来の教職員数等の変化に対応できるように、オープンなつくりとする。
- ③他の管理諸室などと統合し、校務センターとして計画することも検討する。

カ 教職員更衣室

- ①管理系ブロックに配置する。
- ②職員用玄関と職員室の動線上に配置する。

## キ 湯沸コーナー

- ①管理系ブロックに配置する。
- ②他の管理諸室などと統合し、校務センターとして計画することも検討する。
- ③屋外行事に対応できるように検討する。

## ク 倉庫

- ①目的別に数カ所配置する。
- ②管理諸室ブロックに備品倉庫を設置する。
- ③搬出・搬入し易い位置に配置する。

## ケ 会議室

- ①管理系ブロックに配置する。また、他の管理諸室との連携を図る。
- ②大会議室と小会議室をそれぞれ設ける。
- ③小会議室はPTA室と兼用する。

## (2) 保健室部門

### ア 保健室

- ①管理系ブロックとの連携のよい位置に配置する。
- ②救急車などが直接寄りつくことができる位置に配置する。
- ③校庭からアクセスのよい位置に配置する。
- ④保健室登校の児童・生徒のためのスペースを設ける。

### イ カウンセリング室・相談室

- ①管理系ブロックとの連携の良い位置に配置する。
- ②周囲に気兼ねせずに入出りができる配置とする。
- ③相談室は小部屋を配置する。

## (3) 特別支援教育部門

### ア 特別支援教室

- ①整備にあたっては他の教室との位置関係や設備等に配慮する。
- ②個別指導等に対応したブースを設ける。
- ③小グループでの指導等ができるように配慮する。

### イ 特別支援学級

- ①整備にあたっては他の教室との位置関係や設備等に配慮する。
- ②他の学級との交流や共同学習等、互いに自然な交流が持てる空間を配置する。

## (4) 給食部門

### ア 調理室

- ①ドライ方式とする。
- ②給食用リフトは配膳室との動線に配慮した位置とする。
- ③食品庫を隣接して配置する。

イ 配膳室

- ① 各階に配置する。

ウ 休憩室

- ①調理室の近くに配置する。

(5) その他

ア 児童・生徒更衣室

- ①利用しやすい位置に男女別に配置する。

イ PTA室

- ①小会議室と兼用とする。

ウ 放送室

(6) 体育館

ア 行事に必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保し、更衣室、トイレ、運動機器等の付属施設と一体的に計画する。

イ 区民への開放など多目的な使用を想定し、さらに、災害時の避難所として計画する。

ウ 中学校に関しては、武道場及び体育準備室を設ける。

エ 校舎と一体で計画する場合は運動で生じる音、振動に充分配慮した構造とする。

(7) 屋外空間

ア 校庭・グラウンド

- ①校舎配置と連絡のよい配置とする。

- ②グラウンド表面はほこり等の影響を避けるよう工夫する。

- ③学校開放、震災時の避難場所への対応等も考慮した設備計画をする。

イ プール

- ①更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設と一体的に計画する。

(8) 防災拠点としての施設整備

- ①体育館の整備は、災害時の避難所としての利用を考慮する。

- ②防災備蓄倉庫、防災資器材倉庫は、原則として体育館等の建物内に配置するなど、災害時に活動する動線に配慮する。

- ③災害時の水の利用を想定し、上下水道は耐震性のあるものを整備する。

- ④プールの水の利用を考慮した計画とする。

- ⑤敷地内にマンホールトイレやかまどベンチを整備する。

- ⑥トイレはだれでも使用しやすいように整備する。

- ⑦発電機接続盤を整備する。

- ⑧屋上等のヘリサインの設置を考慮する。

(9) 設備計画

- ①雨水利用設備を導入し、校庭散水やトイレ洗浄水として利用する。
- ②教室等は冷暖房設備を導入する。
- ③自然エネルギーを活用した省エネルギー対応の施設整備を図るとともに環境教育に活用する。
- ④校舎の屋上をはじめ敷地内の緑化を推進する。
- ⑤ICTを活用した授業展開のため、校内LAN等を整備する。
- ⑥雨水の流出抑制に配慮した整備とする。

## 4章 学校施設の複合化・施設開放に関する検討項目

### 1 基本的な考え方

- (1) 教育環境を確保するとともに、周辺の公共施設の併設及び施設機能の集約化・複合化を検討する。
- (2) 児童・生徒及び施設の利用者の安全を第一に考えた管理方法や動線とする。
- (3) 学校施設とその他施設の管理区域が、明確に区分できるように計画する。

### 2 各施設の計画上の留意点

#### (1) 学校施設の地域開放

- ①施設開放は、体育館、武道場、特別教室を中心に、可能な限り行えるよう配慮するとともに、地域利用を想定し開放ゾーンへの配置を考慮する。
- ②開放しない部分に開放施設利用者が入らないように、相互に見通しがきく仕切りや扉等を設置するなど、必要な対策を行う。

#### (2) 学校施設と他の公共施設との複合化

- ①特に、児童・生徒の安全に配慮するとともに、当該施設の相互利用についても考慮する。
- ②学校施設及び複合化する施設それぞれの専用部分、共有部分の区域を明確化するとともに、防犯対策や管理に関する責任の所在等を明確にする。
- ③施設相互の活動を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とする。
- ④教育環境や安全の確保を行ったうえで、相互交流を考慮する。



## (資料編)

## 北区立小・中学校における標準的な諸室及び規模の考え方について

## 1 必要諸室及び規模の考え方

学校改築においては、敷地面積・要件、学校（学級）規模、周辺環境、地域特性などが各校異なり、統一的な数値を設定することは困難です。

しかしながら、学校改築（施設整備）にあたっては、教育環境の確保や向上のため一定の諸室及び規模が必要です。

また、今後の学校改築を効果的・効率的に進めていくためには、北区立小・中学校整備方針に基づいた整備を進めるとともに、教育環境の向上や平準化を進めていく必要があります。

そのため、標準的な敷地面積、学校規模等を想定し、その前提のもと標準的な施設規模、諸室構成・規模の目安を、この資料編の項目4 施設構成のとおり設定しました。

なお、この目安は標準諸室・規模を例示しているもので、すべての学校で確保する数値ではありません。

また、敷地要件等に関わらず、諸室の共用・兼用等の工夫により、効率的な学校改築を進めていきます。

## 2 必要諸室について

小・中学校の必要諸室については、普通教室、特別教室をはじめ、項目4 施設構成のとおり想定しています。

なお、◆印の諸室については、可能な場合に整備するとともに他の諸室と共用することとします。

## 3 規模について

小中学校の諸室及び全体規模については、項目4 施設構成のとおり想定しています。なお、全体規模としては、下記のとおりです。

前提の学級数をもとに諸室の規模を合計し、その他の共用部分（※）を仮に25%とした合計の延べ床面積は以下のとおりとなります。

- ・小学校（地区体育館） 約7,600㎡程度
- ・小学校（学校体育館機能のみ） 約7,100㎡程度
- ・中学校（地区体育館） 約7,900㎡程度

※廊下、階段、トイレ等

(注1) 標準的な諸室及び規模を想定するにあたっての前提事項

北区立小・中学校に必要な標準的な諸室及び規模を想定するにあたっての学級規模等について、「東京都北区立学校適正規模等審議会」において、北区立の小・中学校の適正規模が示されています。

- ・小学校：1学年 2～3学級×6学年
- ・中学校：1学年 3～5学級×3学年

以上のことから、整備方針での想定では、各学年の学級数を次のとおりとします。

- ・小学校：1学年 2学級×6学年（12学級）
- ・中学校：1学年 3学級×3学年（9学級）

また、学校職員定数配置基準を参考に、管理諸室等の規模を想定します。

(注2) 普通教室の大きさと、標準規模を考える上での「1コマ」について

普通教室の大きさについては、今までの改築校での実績により、次のとおりとしています。

- ・小学校：64㎡程度（タテ8m×ヨコ8mを基本）
- ・中学校：72㎡程度（タテ9m×ヨコ8mを基本）

※タテ・ヨコの寸法については、敷地形状や面積により変動します。

なお、標準規模を検討する上での「コマ数」については、普通教室の「1教室分」を「1コマ」とします。

## 4 施設構成

### ★小学校

◆・共用等を検討する諸室				小学校
種類	教室・スペース	規模 (コマ数)	備考 (数字)はコマ数	
普通教室 オープンスペース	普通教室	12	各学年2教室(学級)×6学年	
	オープンスペース	6	廊下を含む	
特別教室	理科室・準備室	2	理科室・準備室	
	図工室・準備室	2	図工室・準備室	
	音楽室・音楽準備室	2.5	音楽室・準備室・楽器庫・個別練習室	
	家庭科室・準備室	2	家庭科室・準備室	
	学校図書館 (メディアセンター)	3	蔵書スペース(学校図書館図書標準蔵書数)、読書、貸出、調べ学習等	
	生活科室◆	1.5		
	多目的室	6	各学年1教室×6学年 普通教室の転用も考慮	
	少人数教室	1.5	0.5教室×3箇所	
	和室	1		
	ランチルーム(学年ルーム)	2	ランチルーム(約120席程度設置)・学年ルーム	
校務	職員室・事務室	3.5	休憩コーナー、湯沸コーナー、中央制御監視盤の設置	
	印刷室	0.25	印刷作業スペースや用紙類置場を含む	
	校長室	0.5	応接機能有	
	主事室	0.25	警備機器等を設置	
	教職員更衣室	0.5		
	倉庫(教材室)	4.5	倉庫3コマ 教材室1.5コマ 分散して設置	
	大会議室◆	1		
	小会議室◆	0.5	PTA室機能有	
保健室	教職員トイレ	0.5	児童用とは別に設ける	
	保健室	1.25		
特別支援教育	かゆりくろ 室・相談室	0.5		
	特別支援教室	1	小部屋を2部屋、中部屋を1部屋程度	
給食	調理室等	5.25	約500食程度まで対応可能 検収室・食品庫・下処理室・調理室(現状のアレルギー対応を含む)・配膳室・洗浄室・パン牛乳受渡室・休憩室・準備室・前室・調理員トイレ・更衣室・シャワー・倉庫	
	配膳室	1.25	2階~4階(調理室階を除く) 1学級5m程度・小荷物昇降機を含む	
その他	児童会室◆	0.5		
	更衣室(児童用)	1	1箇所(男0.5・女0.5)	
	P T A 室	-	小会議室と兼用	
	放送室	0.5		
体育館 屋外空間	体育館(地区体育館)	14.75	アリーナ・ステージ・体育器具庫(開放分含む)・開放用エントランス・開放用トイレ・開放用更衣室・受付	
	体育館(学校体育館のみ)	8.75	アリーナ・ステージ・体育器具庫・玄関	
	プール関係諸室	2.5	更衣室・機械室・プール倉庫・トイレ	
共用	昇降口	2		
	エレベーター	0.75	1基	
併設	放課後子どもプラン 学童クラブ ◆	3	学童クラブ数を1とした場合	
	防災備蓄倉庫	1		
	防災資機材倉庫	0.5	校舎外の独立建物もあり	

★中学校

◆・・共用等を検討する諸室				中学校
種類	教室・スペース	規模 (コマ数)	備考 (数字)はコマ数	
普通教室 新世代学習空間	普通教室	9	各学年3教室(学級)×3学年	
	新世代学習空間	3	各学年2教室(0.5×2教室)×3学年	
特別教室	第一理科室・準備室	2.5	理科室・準備室・ギャラリー	
	第二理科室	1.5		
	音楽室・準備室	2.5	音楽室・準備室・楽器庫・個別練習室・ギャラリー	
	美術室・準備室	2.5	美術室・準備室及・作品庫・ギャラリー	
	技術室・準備室	3	技術室・準備室・ギャラリー	
	家庭科室・準備室	4	被服室・被服準備室・調理室・調理準備室・ギャラリー	
	学校図書館 (メディアセンター)	2.5	蔵書スペース(学校図書館図書標準蔵書数)、読書、貸出、調べ学習等	
	多目的室	3	各学年1教室×3学年 普通教室への転用も考慮	
	和室	1		
	ランチルーム(学年ルーム)	2	学年ルーム・ランチルーム(約120席程度設置)	
校務	職員室・事務室	3	休憩コーナー、湯沸コーナー、中央制御監視盤の設置	
	印刷室	0.25	印刷作業スペースや用紙類置き場を含む	
	校長室	0.5	応接機能有	
	主事室	0.25	警備機器等を設置	
	教職員更衣室	0.5		
	倉庫(教材室)	4.25	倉庫2.75コマ 教材室1.5コマ 分散して設置	
	大会議室◆	1		
	小会議室◆	0.5	PTA室機能有	
	教職員トイレ	0.5	生徒用とは別に設ける	
保健室	保健室	1.25		
	カウンセリング室・相談室	0.5		
特別支援教育	特別支援教室	1	小部屋を2部屋、中部屋を1部屋程度	
給食室	調理室等	4.75	約500食程度まで対応可能 検収室・食品庫・下処理室・調理室(現状のアレルギ対応を含む)・配膳室・洗浄室・パン牛乳受渡室・休憩室・準備室・前室・調理員トイレ・更衣室・シャワー・倉庫	
	配膳室	1	2階~4階※調理室階を除く 1学級5m程度・小荷物昇降機を含む	
その他	生徒会室	0.5		
	教育相談室・進路指導室	0.5		
	更衣室(生徒用)	1	1箇所(男0.5・女0.5)	
	P T A室	—	小会議室と兼用	
	放送室	0.5		
体育館 屋外空間	体育館(地区体育館)	14.5	アリーナ・ステージ・体育器具庫(開放分含む)・開放用エントランス・開放用トイレ・開放用更衣室・受付	
	武道場	3.75	用具入れを含む	
	プール関係諸室	2.5	更衣室・機械室・プール倉庫・トイレ	
共用	昇降口	1.5		
	エレベーター	0.75	1基	
併設	防災備蓄倉庫	1		
	防災資機材倉庫	0.5	校舎外の独立建物の場合もあり	

## 用語の説明

### 1 オープンスペース（小学校）

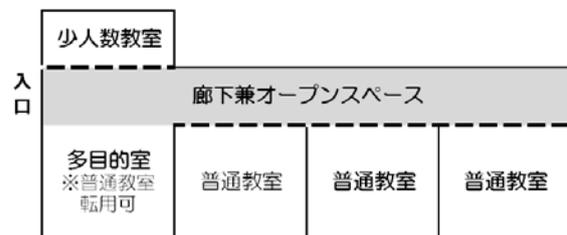
教室と一体となった多目的な空間を計画し、グループ学習や個別学習を行ったり、周辺スペースに教具・教材を用意し、児童の興味・関心をひく工夫もできる。また、児童同士や学級・学年間の交流を深めたり、開放的な気持ちにしたり、様々な効果が期待できる。

オープンスペース  
イメージ



整備事例（西浮間小）

オープンスペースイメージ（平面図）



--- 透過性のある可動間仕切り

#### ※小学校のオープン型教室の採用について（平成17年3月 北区立小・中学校整備方針）

小学校の教室のあり方については、「北区立小・中学校施設のあり方検討委員会」において、多目的スペースと連続した一体的なオープン型教室として整備を検討する必要があると提言を受けた。

小・中学校改築整備方針策定検討会では、オープンスペースを活用した習熟度別学習や少人数学習等、多様な授業形態の指導に対応できる反面、廊下側に壁がないことによる音の問題や開放的な空間による集中力確保の問題等が指摘された

検討を重ねた結果、音や集中力の問題については、天井材等の吸音力向上や可動式の間仕切りや棚の活用により改善が期待できること、さらには、オープンスペースを利用して学級を超えた学年合同のティームティーチングやグループ学習の他、創意工夫により、児童が学習し、ふれあい、生活する場として様々な展開が期待される可能性を評価し、オープン型を採用した。

## 2 メディアセンター（学校図書館）（小・中学校共通）

従来の学校図書館と調べ学習の機能を一体化させた機能空間。児童・生徒が自ら必要な情報や知識を得られ、自主的な学習活動が展開できる。また、調べ学習の授業や読書室としての雰囲気も確保しつつ、児童・生徒が利用しやすいよう学習の中心施設として配置する。

メディアセンターイメージ

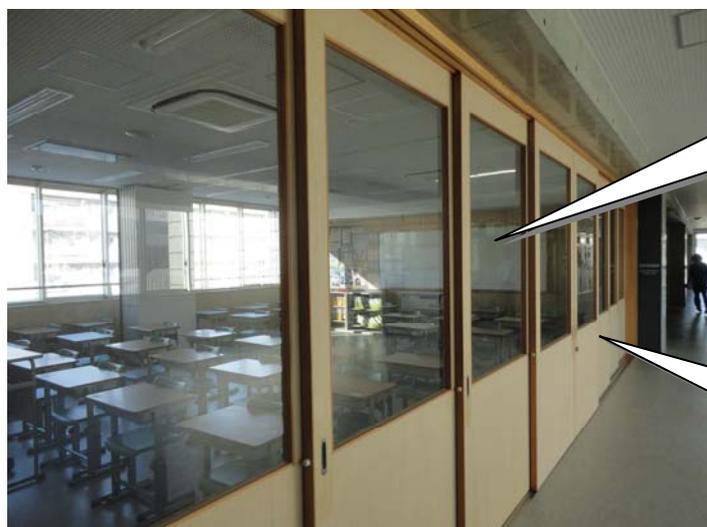


## 3 新世代型学習空間（中学校）

普通教室において、少人数学習や習熟度別学習など、学級編成と異なる学習集団での指導形態に対応するために普通教室に隣接して整備するスペース。

学習スペースを自在に区画できるよう可動間仕切りや家具などを配置し、多様な授業形態を作ることが可能になる。また、ICT機器を設置し、授業や生徒の自主的な利用ができるようにする。

整備事例（十条富士見中）



室内はパーテーションで区画でき、少人数学習等、多様な授業形態に対応する

廊下と新世代学習空間はフルオープンにでき、一体的に利用することもできる

## 4 教科ギャラリー（中学校）

特別教室と隣接させて設置し、各教科に関連する標本、展示物等の教材や配布資料など、生徒の目に触れる展示・掲示を行う。これにより、特別教室に入る際の雰囲気づくりをすると同時に、教科に対する興味関心をもたせ自主的な学習意欲を高める契機とすることを旨とする。

整備事例（十条富士見中・家庭科）



準備室の廊下側を工夫し、ギャラリーとしている例（家庭科での調理実習事例を展示）

展示場所をガラス張りにし、室内の展示物を見ることができる（桐ヶ丘中・学校図書館）



### ※中学校の普通教室を基本にした特別教室の充実について

（平成17年3月 北区立小・中学校整備方針）

中学校の教室のあり方については、国語、社会、数学、英語にも教科専用の教室を設置し、生徒が各教科の教室に移動して授業を受ける、教科教室型運営方式の導入を検討した。

教科教室型運営方式では、各教科にふさわしい充実した学習環境を整備しやすく教科の特性を生かせる反面、生徒が落ち着ける教室（ホームルーム）が充分でないこと、毎時間の教室の移動に伴う生徒の負担、生徒の掌握が難しい等の問題点が指摘された。

加えて、中学校は、生徒の人格形成の重要な時期にあたり、心身共に成長が著しい中で、心の不安や動揺から様々な問題が顕在化する時期でもあり、学級活動の拠点となる教室（ホームルーム）の必要性が指摘され、確保が図られた。

従来の普通教室を基本に各学年毎に少人数学習や習熟度別学習、選択教科、英語教育に対応する、IT活用の視聴覚機器を充実させた「新世代型学習空間」を整備するほか、生徒が興味・関心を高めて各教科に自ら取り組む環境「教科ギャラリー」を整備する。

## 5 防災拠点の施設整備について

### 【整備事例紹介】

#### マンホールトイレ

十条富士見中



ここに便器を設置し、周りを覆ってトイレとして使用する。(写真は和式)



洋式  
マンホール



#### かまどベンチ

十条富士見中



災害時に座面を取り外すと、「かまど」として使用できる

#### 防災備蓄倉庫・防災資機材倉庫

十条富士見中



防災備蓄倉庫  
(体育館に隣接して設置)

倉庫内の様子 (既存校事例)



#### ハリサイン



十条富士見中

←屋上

上空→



## 北区立小・中学校整備方針検討委員会設置要綱

### (設置の目的)

第1条 平成17年3月に策定した北区立小・中学校整備方針（以下「整備方針」という。）の改定を行うに当たって、文部科学省の学校施設整備指針の改正や北区教育ビジョンの改定等、その後の教育を取り巻く環境変化を踏まえ、整備方針の内容の検証及び検討を行うため、北区立小・中学校整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (掌握事務)

第2条 委員会は前条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 整備方針の改定内容に関すること。
- (2) その他関連する事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長または副委員長は次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 委員長 教育委員会事務局次長
  - (2) 副委員長 教育委員会事務局教育政策課長
- 2 委員は別表1に掲げる職にあるものとする。
  - 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (専門部会の設置)

第5条 委員会は、委員会の下に専門的な事項を検討するための専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、委員会が指名する。
- 3 専門部会は、委員会の方針に従い必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(専門部会の運営)

第6条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員会の指名による。

3 専門部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、学校改築施設管理課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年 6月11日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員

- (1) 教育委員会事務局学校支援課長
- (2) 教育委員会事務局学校地域連携担当課長
- (3) 教育委員会事務局教育指導課長
- (4) 教育委員会事務局生涯学習・スポーツ振興課長
- (5) 教育委員会事務局学校適正配置担当課長
- (6) 政策経営部企画課長
- (7) 総務部営繕課長
- (8) 危機管理室防災課長
- (9) 子ども家庭部子育て支援課長
- (10) 小学校長会代表(2名)
- (11) 中学校長会代表(2名)
- (12) 学識経験者(2名)

## 検討委員会検討経過

回	日付	検討内容	備考
第一回	平成24年 6月28日(木)	・「北区立小・中学校整備方針」について ・改築実施校施設見学 ・専門部会の設置について	王子小学校・ 王子桜中学校 見学
第二回	平成24年 8月30日(木)	・施設整備にあたっての全体方針、必要諸室機能 ・整備の進め方及び計画設計の検討項目	
第三回	平成24年 11月6日(火)	・施設整備にあたっての全体方針、必要諸室機能 ・整備の進め方及び計画設計の検討項目	
第四回	平成24年 12月21日(金)	・施設整備にあたっての全体方針、必要諸室機能 ・整備の進め方及び計画設計の検討項目 ・標準的な諸室及び規模の考え方について	
第五回	平成25年 1月22日(火)	・整備方針改定案について ・標準的な諸室及び規模の考え方について	

## 北区立小・中学校整備方針検討委員会構成

- ◎田草川 昭夫 教育委員会事務局次長  
 ○鳥居 貞則 教育委員会事務局参事（教育委員会事務局教育政策課長事務取扱）  
 岡田 弘文 教育委員会事務局学校支援課長  
 石丸 三朗 教育委員会事務局学校地域連携担当課長  
 茅原 直樹 教育委員会事務局教育指導課長  
 峯崎 優二 教育委員会事務局生涯学習・スポーツ振興課長  
 松田 秀行 教育委員会事務局学校適正配置担当部長付学校適正配置担当課長  
 藤野 浩史 政策経営部企画課長  
 横尾 政弘 総務部営繕課長  
 野尻 浩行 危機管理室防災課長  
 唐沢 啓子 子ども家庭部子育て支援課長  
 関口 修司 東十条小学校校長  
 木村 良平 西浮間小学校校長  
 富張 雄彦 王子桜中学校校長  
 田原 弘司 十条富士見中学校校長  
 宮本 文人 東京工業大学教授  
 山口 勝己 東京都市大学教授

◎・・・検討委員会委員長

○・・・検討委員会副委員長

## 北区の学校改築の実績（平成17年度以降）

学校名	開設時期	規模	備考
王子小	平成21年4月	（王子小・王子桜中計） 地上4階 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 延床面積 23,728 m <sup>2</sup>	併設 （王子小・王子桜中）
王子桜中	平成21年4月		
西浮間小	平成21年4月	地上4階 鉄筋コンクリート造 延床面積 10,607 m <sup>2</sup>	
桐ヶ丘中	平成22年4月	地上5階 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 延床面積 9,788 m <sup>2</sup>	
明桜中	平成23年4月	地上4階 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 延床面積 9,924 m <sup>2</sup>	
十条富士見中	平成24年4月	地上4階 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 延床面積 9,569 m <sup>2</sup>	
滝野川紅葉中	平成25年度中（予定）	—	
赤羽岩淵中	平成26年度中（予定）	—	

※規模は校舎及び体育館となります。また、延床面積はおおよその面積です。

**北区立小・中学校整備方針**

平成25年3月発行

刊行物登録番号  
24-1-107

発行：北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課

住所 北区王子本町一丁目15番22号

電話 03(3908)9277

FAX 03(3905)3424

E-mail g-shisetsu-ka@city.kita.lg.jp